

**令和 7 年度鹿児島県広報紙「県政かわら版」  
企画制作及び印刷業務委託に係る企画競争実施要領**

**1 業務の名称**

令和 7 年度鹿児島県広報紙「県政かわら版」企画制作及び印刷業務委託（以下「本業務」という。）

**2 業務の概要**

(1) 業務の目的

県の主要施策や、県政の動きなどを、広く県民に広報することを目的とする。

(2) 業務の内容

令和 7 年度鹿児島県広報紙「県政かわら版」企画制作及び印刷業務委託仕様書（別紙 1）のとおり。

(3) 履行期限

令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 予算上限額

21,841 千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※ 予算上限額は令和 7 年度予算が成立した場合の金額であり、予算が成立しない場合は本業務を中止、又は内容を変更して実施することがある。

なお、契約金額は別途設定する予定価格の範囲内で正式に決定する。

**3 事務を担当する部局の名称及び問合せ先**

鹿児島県 総務部 広報課 報道企画係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号

電話：099-286-2095

FAX：099-286-2119

メールアドレス：h-kikaku@pref.kagoshima.lg.jp

**4 企画競争に参加する者に必要な資格**

次に掲げる全ての基準を満たす者のみ企画競争に参加することができる。

- (1) 鹿児島県「物品の購入等に係る競争入札参加資格者名簿」に登録されていること。
- (2) 本県に本社又は営業所等の拠点を有するものであること。
- (3) 各種広報紙（誌）、定期刊行物の制作実績（民間・自治体・国を問わない）があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 都道府県税に関し未納がないこと。

- (6) 消費税及び地方消費税課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないこと。
- (7) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154条）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

## 5 本業務及び企画競争に関する質問の受付

本業務及び企画競争に関して質問がある場合は、次のとおり質問書（様式1）を提出すること。

### (1) 提出期限

令和7年3月10日（月）まで（必着）

### (2) 提出場所

上記3に同じ

### (3) 提出方法

電子メールにて上記3のメールアドレス宛てに送信すること。このとき、件名は「質問：令和7年度鹿児島県広報紙「県政かわら版」企画制作及び印刷業務」とする。電子メール以外での質問書の提出は受け付けない。

### (4) 回答

質問者には随時回答するとともに、企画競争に参加を希望する者に周知したほうが良いと判断されるものは、質問者の名を伏せて県ホームページで公表する。

## 6 参加意向申出書の提出

企画競争に参加を希望する者は、参加意向申出書（様式2）を次のとおり提出すること。

### (1) 提出期限

令和7年3月17日（月）午後5時まで（必着）

### (2) 提出場所

上記3に同じ

### (3) 提出方法

郵送又は午前8時30分から午後5時までの間に持参すること。

ただし、土日祝日を除く。

## 7 企画提案書等の提出

企画提案書の提出を希望するものは、次の方法により提出すること。

- (1) 提出場所  
上記 3 に同じ。
- (2) 提出方法  
郵送又は午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に持参すること。  
ただし、土日祝日を除く。
- (3) 提出期限  
令和 7 年 3 月 24 日（月）午後 5 時まで（必着）
- (4) 提出書類
  - ア 企画提案書
    - ・ 企画提案書作成要領（別紙 2）による。
  - イ 企画提案概要書（様式 3）
  - ウ 経費の内訳を記載した見積書
    - ・ 宛名は「鹿児島県知事 塩田 康一」とし、会社の代表者印を押印すること。
    - ・ 消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税抜き）を見積書に記載すること。
    - ・ 「著作権その他の権利は原則として県に帰属する」こととする（契約書上にも明記する。）ので、その前提で見積もること。
  - エ 業務の実施体制（様式 4）
  - オ これまでに制作した広報紙（誌）等、過去の制作実績（様式 5）
    - ・ 制作した現物も併せて提出すること。
- (5) 提出部数  
上記 (4) 一式 8 部（(4) オの過去の制作物等は 1 部のみで可。）
- (6) その他
  - ア 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは認めない。
  - イ 見積書は、企画競争の審査対象とする。
  - ウ 提出書類は返却しない。  
（(4) オの過去の制作物等の現物については、希望する者には返却する。）

## 8 審査方法

「県政かわら版」企画制作及び印刷業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）において採点評価を行う。

- (1) 契約相手方の候補者の決定  
選定委員会での採点結果、最も県内情報の周知効果が高いと認められる企画提案書を契約相手方の候補者（以下「候補者」という。）として決定する。
- (2) 審査結果の通知
  - ① 通知日  
令和 7 年 3 月 28 日（金）予定

## ② 通知方法

企画提案書を提出したすべての者に対し、文書又は電子メールにより通知する。

なお、審査結果に係る説明は行わない。

## 9 提案の無効

(1) 参加資格のない者がした提案

(2) 提出された提案書類が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

イ 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの

ウ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの

エ 虚偽の内容が記載されているもの

## 10 契約

(1) 契約手続

候補者に対しては、審査結果の通知後、別途、県から契約締結に係る見積書の提出依頼を行う。候補者は、見積書提出後、県から契約の相手方決定通知を受けた日から5日以内に記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

(2) 契約内容の協議と調整

委託契約の締結にあたっては、企画提案書の内容をそのまま実施することを予め約束するものではない。したがって、候補者と県は、企画提案書の内容をもとに、義務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。

(3) 交渉が整わない場合

交渉が整わない場合は、審査の結果次点とされた者を候補者とし、交渉を行う。

## 11 その他

(1) 本業務の調達に要する一切の費用は、企画競争参加者の負担とする。

(2) 提出書類は返却しない。

(3) 県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

(4) 本件に関する事項の質疑については、上記3で受け付ける。